

令和 5 年 6 月 7 日

指定地域密着型サービス事業所
管理者 様

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取り扱いについて

このことについて、令和 3 年 4 月 1 日付け「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取り扱いについて」にてお知らせしているところですが、令和 5 年 5 月 1 日付けの厚生労働省からの事務連絡に基づき、**令和 5 年 7 月 1 日以降は、下記のとおり取り扱います**ので、よろしくお願ひします。

記

1 運営推進会議の開催

サービス種別ごとに規定されているとおりの開催とします。**(書面での開催は認められません。)**

また、会議の実施にあたっては、**オンラインによる実施が可能**です。ただし、利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ会議装置等の活用についての同意が必要です。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施回数緩和の要件

実施回数緩和の要件について、書面での開催を認める臨時的取扱ひは終了します。

令和 5 年 7 月実施分以降は、書面での開催は認められません。

浜田地区広域行政組合

介護保険課 給付指導係

TEL 0855-25-1520

FAX 0855-25-1506

令和6年2月6日

指定介護予防・日常生活支援総合事業所
指定居宅介護支援事業所
地域包括支援センター

管理者 様

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る「介護予防・日常生活支援総合事業」の
臨時的な取扱いについて

このことについて、令和2年4月27日付け「新型コロナウイルス感染症に係る
「介護予防・日常生活支援総合事業」の臨時的な取扱いについて（通知）」に
てお知らせしているところですが、令和5年5月1日付けの厚生労働省事務連絡に
より、令和2年3月6日付けの厚生労働省事務連絡（第4報）問4は終了となったた
め、新型コロナウイルス感染症により休業した場合、休業期間分を日割りとす
る取扱いは廃止します。

なお、その他の取扱いにつきましては、厚生労働省が発出する事務連絡に準
じた取扱いとしますので、よろしく申し上げます。

浜田地区広域行政組合
介護保険課 給付指導係
TEL 0855-25-1520
FAX 0855-25-1506